

「海業の推進に取り組む地区」 公募要領

1. 目的

近年、漁村の人口減少や高齢化、漁獲量の低迷に伴う漁業所得の減少等により地域の活力が低下する中、海や漁村に関する地域資源と漁港を最大限に活用した「海業」等の取組を推進するため、令和4年3月に閣議決定された漁港漁場整備長期計画（令和4年度～令和8年度）では、重点課題として「『海業¹』振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上」、その成果目標として「漁港における新たな海業等の取組をおおむね500件展開」が掲げられたところです。

このような背景を踏まえ、漁業の根拠地である漁港について、その有する価値や魅力を活かし、「海業」を推進し、水産物消費の増進や交流人口の拡大を図るため、「漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和5年法律第34号）」

（以下「改正法」という。）において、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）を改正し、「漁港施設等活用事業²」を創設しました。また、水産庁では、海業の取組を推進するため、関係15省庁等の協力の下、これから海業に取り組む民間企業や個人の方、海業を推進する地方公共団体等の参考となるよう、海業に取り組む際に関連する施策をとりまとめた「海業支援パッケージ」（令和6年度版）を令和6年4月に更新したところです。さらに海業の全国的な展開に向け、漁港施設等活用事業の活用を図るとともに、海業の立ち上げに必要な実証調査やモデルづくり、地域において漁業者等が海業に一步を踏み出すための取組が行えるよう、新たな支援制度を令和6年度補正予算で措置しているところです。また、令和7年度当初予算においても、引き続き支援制度を検討しているところです。このことにより、実証的に海業の計画策定に取り組む地区の支援については、新たな支援制度の元、実施していくこととしています。

昨年度、水産庁では、海業の取組を積極的に推進するため、海業の推進に取り組む地区を募集し、水産庁ホームページ等で公表しました。今年度においても、引き続き海業の取組がより一層推進されるよう、海業の推進に取り組む地区を募集することとします。

※海業の推進（水産庁ホームページ）

4. 「海業の推進に取り組む地区」について

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/keikaku/230718.html>

¹ 海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業

² 漁業根拠地としての漁港の漁業上の利用の確保に配慮しつつ、漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地の有効活用を図ることにより、当該漁港に係る水産業の健全な発展及び水産物の供給の安定に寄与する水産物の消費の増進に関する事業又は漁港の存する地域と他の地域との間の交流の促進に関する事業（改正法による改正後の漁港漁場整備法第4条の2）

2. 「海業の推進に取り組む地区」について

提出いただいた地区のうち、以下に該当するものについては、「海業の推進に取り組む地区」として、海業の取組計画を水産庁ホームページ等で公表させていただき、当該取組を積極的に推進するとともに、今後海業に取り組もうとする他の地区の参考とさせていただきます。「海業の推進に取り組む地区」に対しましては、水産庁から、必要に応じて、個別に助言や海業の推進に関する情報提供等を行います。公表に当たっては、取組概要の作成をお願いすることになりますのでご承知おきください。

- ・水産業の健全な発展及び水産物の供給の安定化に寄与し、地区の水産物の消費増進や他の地域との交流の促進により、地域の賑わいや所得・雇用の創出が期待されるもの
- ・海や漁村の地域資源や魅力を活かしたもの
- ・取組実施に当たり、当該地域の漁業者・水産業協同組合、漁港管理者等関係者の間で協力関係が構築されているもの
- ・地域内での経済波及効果が期待されるもの（特定の者のみが利益を上げる取組でないこと）
- ・おおむね2年以内に取組を開始するもの

3. 応募について

(1) 応募主体

応募主体は、次のいずれかの者としします。

- (ア) 漁港管理者（地方公共団体）
- (イ) (ア) 以外の地方公共団体
- (ウ) 水産業協同組合
- (エ) 民間事業者（任意団体含む）

なお、応募に当たっては、上記2. 記載のとおり、地域の漁業者・水産業協同組合、漁港管理者等関係者の間で協力関係が構築されている必要があります。応募の際には、計画書に協力体制について記載してください。申請段階で協力関係が構築されていない取組は、対象外となります。

(2) 対象とする取組

対象とする取組内容を明確にするため、以下の分類のどれに該当するか選んでいただくようにお願いします（(ア) から (オ) の複数の取組を合わせて行う場合を含む）。

- (ア) 渚泊・体験・観光関係

（取組例）

- ・漁港周辺における渚泊、ゲストハウス、グランピング等の宿泊事業
- ・漁港を拠点とした漁業・養殖体験、水産加工体験、漁村の歴史や文化等を活

用した漁村体験プログラムの実施

- ・産地市場の見学プログラムの実施
- ・漁港周辺の自然環境を活用した観光プログラムの実施
- ・漁港を離発着する観光船や漁船クルージングの運航
- ・漁港周辺における修学旅行、臨海学校等の教育旅行の受入れ
- ・地元水産物を使った料理教室の開催
- ・漁港周辺のロケーションを活かしたワークショップの受入れ
- ・クルーズ船寄港時の歓迎イベントの開催（毎年開催）

(イ) 釣り・マリンレジャー

(取組例)

- ・漁港におけるプレジャーボートやヨット等の受入れ
- ・ダイビング等マリンレジャーやマリンスポーツの受入れや運営
- ・防波堤の釣り利用への開放や釣り用生け簀の設置
- ・静穏水域を活かした親水ゾーンの設置・活用

(ウ) 飲食・販売・加工関係

(取組例)

- ・地元の漁港で陸揚げされた水産物の直接販売（店舗は常設でも非常設でも可。直売所の開設、朝市の開催など）
- ・地元の漁港で陸揚げされた水産物を使った飲食事業（店舗は常設でも非常設でも可。漁港内のレストラン、回転寿司、食堂、屋台など）
- ・漁港におけるみなと祭りの開催（毎年開催）
- ・直売所やレストランなどの海業に関連した施設に出荷するための地元水産物を使った加工品開発・製造

(エ) 漁港を利用した増養殖関係

(取組例)

- ・漁港の水域における水産資源の増殖を目的とした行為（藻場整備、種苗放流（対象種は漁港付近に着定する種）等）
- ・漁港の静穏水域を活用した養殖（教育、試験研究目的の活動も含む）
- ・漁港用地に水槽を設置して行う陸上養殖、種苗生産
- ・藻場再生によるブルーカーボン創出

(オ) その他

(取組例)

- ・地域のにぎわいや所得向上、雇用創出に資する取組

なお、取組の主な活動範囲は漁港区域内としていますが、漁港区域外にある施設や団体と連携して活動を行う場合も対象となりますので、その際には、それを明らかにするようにお願いします。

(3) 活用推進計画の策定の状況

対象とする取組について、漁港を活用して推進しようとする場合は、漁港及び漁場の整備等に関する法律第41条第1項に規定される活用推進計画の策定状況（予定の有無を含めて）について記載してください。

4. 地区の公表について

(1) 件数

「海業の推進に取り組む地区」につきましては、地区数の上限を設けていません。

(2) 公表通知

「海業の推進に取り組む地区」については、令和7年3月を目途に応募者に対して通知するとともに、水産庁ホームページ等にて公表する予定です。「海業の推進に取り組む地区」の水産庁ホームページ等での紹介に当たっては、取組概要（様式2）の作成をお願いすることになりますのでご承知おきください。

5. 応募方法

(1) 応募書類

下記①及び②により、(2)の提出先へ提出してください。

①応募書類

・海業取組計画書（様式1）

※取組概要（様式2）については、可能であれば応募時に添付をお願いします。

②提出方法

・電子メール又は郵送

(2) 提出先

水産庁 漁港漁場整備部 計画・海業政策課 海業企画班

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1

電子メール takahito_narita620@maff.go.jp（成田）

chie_miyazono050@maff.go.jp（宮園）

（2名のアドレスに送付をお願いいたします）

(3) 応募期間

令和6年12月20日（金）から令和7年2月21日（金）17:00（必着）

(4) 問い合わせ先

水産庁 漁港漁場整備部 計画・海業政策課 海業企画班

担当 成田、宮園

電話 03-6744-2407

海業取組計画書

地 区	飯岡漁港
申 請 者	旭市
住 所	千葉県旭市二の 2 1 3 2 番地
担 当 者	農水産課 振興班
連 絡 先	電話：
	E-mail：

（申請者が漁港管理者以外の地方公共団体、水産業協同組合又は民間事業者等の場合、連携する漁港管理者名及び関連情報を記載。（応募者が漁港管理者の場合は記載省略））

漁港管理者	千葉県（銚子漁港事務所）
住 所	千葉県銚子市川口町 2 - 6 5 2 8 - 3
担 当 者	管理用地課
連 絡 先	電話：
	E-mail：

活用推進計画 の策定状況	策定予定（令和 7 年度）
-----------------	---------------

背景・目的	- 千葉県旭市の南東部に飯岡漁港が位置し、漁港東側には飯岡刑部岬展望館があり、海岸線は屏風ヶ浦が続いている。また、漁港内には、地域の憩いの場等のいいおかみなと公園や安全に釣りを行える親水型防波堤が整備されている。 - 飯岡漁港における漁獲量の減少や魚価低迷、水産資源の減少などの問題があり、漁村地域の活力が衰退している。また、産業間の協議をする場がなく、漁港内の未活用地等を活用できていなかった。 - 海業推進地域協議会を設置することで関係機関との連携の強化、地域活性化の方向性・取組みなどの検討を行い、漁港内の未活用地等を活用し、漁村地域の賑わいの創出や漁業振興の発展に繋げる。
-------	--

	段階	分類	内容
取組内容	実施予定 (2年以内)	公募要領 3.(2)の 該当番号 ((ア)～ (オ))を記 入。	公募要領3.(2)の取組例を参考に、具体的に記入。
	実施見込 (3年後～)		
	実施中	(イ)	防波堤の釣り利用での開放
取組効果	取組実施による効果や数値目標等を具体的に記入。		
協力体制	飯岡漁港等の活用についての検討や関係機関との連携を強化するため、旭市海業推進地域協議会を設置。 (別紙:協議会設置要綱)		
スケジュール	別紙、旭市海業推進地域協議会スケジュールのとおり		

※参考となる資料がありましたら添付してください。

旭市海業推進地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 飯岡漁港における海業を推進するとともに、関係機関等との連携により地域活性化方策について広く意見を聴取し、協議するため、旭市海業推進地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において「海業」とは、従来の漁業に加え、海や漁村の地域資源を活用した観光業、商工業等を包括した産業をいう。

(所掌事項)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 漁業を活用した飯岡漁港の振興に関すること。
- (2) 飯岡漁港を中心とした地域の活性化に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、漁業の振興及び海業の推進に必要な事項

(委員)

第4条 協議会は、委員35人以内をもって構成する。

- 2 委員は、別表に掲げる関係機関等の代表者（以下「代表者」という。）及び当該関係機関等のうちから代表者が指名する者（以下「代表者が指名する者」という。）をもって充てる。ただし、代表者又は代表者が指名する者のみをもって充てることができる。
- 3 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席さ

せることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、農水産課において所掌する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

別表（第4条関係）

所 属	備 考
海匝漁業協同組合	
旭市水産加工業協同組合	
飯岡釣船組合	
旭市商工会	
一般社団法人旭市観光物産協会	
飯岡地域区長会	
市民代表	公募委員
旭市議会	
千葉県議会	
千葉県銚子水産事務所	
千葉県銚子漁港事務所	
千葉県漁業協同組合連合会	
千葉工業大学	外部有識者
企画政策課	
商工観光課	
農水産課	

